

令和3年8月24日

保護者 様

長岡京市教育委員会  
教育長 西村 文則  
長岡京市立長岡第七小学校  
校長 浅野 尊浩

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた学校の対応について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日、令和3年8月20日から同年9月12日までの期間、京都府に緊急事態宣言が発令されました。本市でも、これまでの最多感染者数である5月の98人を既に上回り、急激なスピードで感染が拡大しています。

また、家族内で子どもに感染する事例も多く確認され、子どもへの感染割合が増加しております。感染力の高い変異株の全国的な広がりに合わせて、これまでで最も警戒を要する状況にあります。本市の小中学校においても、夏季休業中にも関わらず、複数の感染者が確認され、2学期以降の各学校においても感染リスクは以前に増して高くなっています。

一方で、学校の教育活動の意義は大変大きく、児童生徒の学びを止めないことも重要であり、そのために、各学校においては、一部の教育活動に制限をかけつつ、今まで以上に手洗いやうがい、消毒等の感染防止対策を徹底し教育活動を行ってまいります。

ご家庭におかれましても、手洗いや室内の換気、不要不急の外出の自粛等、感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言が発令されている期間の各学校の対応については、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 緊急事態宣言発令時の対応

##### (1) 登校の判断等について

- ・引き続き登校前の検温とシートへの記入についてお願いします。  
※登校時にも、昇降口等で検温を実施し、感染防止対策の強化を図ります。
- ・児童に体調不良等の症状が見られる場合は、登校を控えてください。
- ・同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合につきましても、登校を控えてください。  
(欠席ではなく、出席停止の取扱いとします)
- ・児童本人又は同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合やPCR検査を受検する場合、また、感染等が判明した場合は引き続き速やかに学校(学校業務時間外や休日の場合は市役所 075-951-2121 代表)に連絡してください。
- ・感染について登校することに不安な場合は、学校へご相談ください。

##### (2) 学習活動について

- ・感染防止策を徹底し学習活動を行います。特に、音楽の合唱やリコーダー等の演奏、保健体育の密集や接触する運動、家庭科の調理実習については制限をかけて実施します。

- (3) 修学旅行及び宿泊学習等について
- ・修学旅行、宿泊学習、校外学習、遠足については、緊急事態宣言が発令されている期間は実施しません。
- (4) マスクの着用の徹底について
- ・登下校時や休憩時においてもマスクの着用の徹底について指導を図ります。ただし、気温が高い時など熱中症の疑いがある時は、距離を取った上でマスクを外すように指導します。
  - ・給食時については、黙食の徹底を図ります。

## 2 その他

市内の感染状況や学校の感染状況によっては、オンラインでの学習や分散登校を実施する場合があります。

なお、学校での陽性者の出現状況によっては、学級閉鎖、学年閉鎖、休校措置を実施する場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急の連絡を含め、児童が下校した後の緊急連絡を緊急連絡メール（ミマモルメ）を活用して連絡することがあります。ミマモルメへの登録がお済みでない保護者の方は、お早めに登録をお願いいたします。登録方法等については各学校にお問い合わせください。